

定 款

令和 4 年 6 月 29 日現在

株式
会社 富山第一銀行

株式会社富山第一銀行定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当銀行は、株式会社富山第一銀行と称する。英文では、THE FIRST BANK OF TOYAMA, LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保附社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第3条 当銀行は、本店を富山市に置く。

(公告の方法)

第4条 当銀行の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、富山市において発行する北日本新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当銀行の発行可能株式総数は、1億8千万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当銀行の1単元の株式数は100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当銀行の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当銀行に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当銀行は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当銀行においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第12条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当銀行の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役頭取が招集する。取締役頭取に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会の議長は、取締役頭取がこれにあたる。取締役頭取に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。

(電子提供措置等)

第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当銀行の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第22条 当銀行は取締役会を置く。

- ② 取締役会は取締役をもって組織し、取締役会に関する事項は、法令または定款のほか取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、取締役頭取が招集する。ただし取締役会長をおいたときは取締役会長が招集し、取締役会長が事故あるときは取締役頭取が招集する。

取締役頭取が事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順

序により他の取締役が招集する。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。
- ③ 取締役会は、取締役および監査役的全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議省略)

第25条 当銀行は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(代表取締役および役付取締役)

第27条 当銀行は、取締役会の決議によって当銀行を代表する取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により取締役頭取1名をおき、取締役会長1名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。
- ③ 取締役会長は、取締役会を統理する。取締役会長をおかないときはまたは事故あるときは取締役頭取が取締会を統理する。
- ④ 取締役頭取は、取締役会の決議を執行し、銀行の業務を統轄する。
- ⑤ 取締役副頭取、専務取締役および常務取締役は、取締役頭取を補佐して業務を執行する。
- ⑥ 取締役頭取が事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の代表取締役がその職務を行う。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(顧問および相談役)

第29条 取締役会の決議により顧問および相談役を若干名おくことができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第30条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当銀行は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当銀行の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 当銀行の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会規程)

第35条 監査役をもって監査役会を組織する。

② 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役会は、監査役全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(常勤監査役)

第39条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第41条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当銀行は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第47条 当銀行は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第48条 当銀行は取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金支払義務の免除)

第49条 期末配当金および中間配当金は、その配当金支払開始日から満5年を経過したとき、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。

② 未払の期末配当金および中間配当金には利息はつけない。